

令和7年度

被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和7年度につきましては、被扶養者資格が解除となる可能性の高い対象者を絞って10月中旬から10月下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年度の予定

《確認の対象となる方》

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

《送付時期》

令和7年10月中旬から10月下旬(予定)にかけて順次送付いたします。

《提出期限》

令和7年12月12日(金)

《扶養解除となる被扶養者の方がいる場合》

確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出します。

扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出をお願いいたします。

《令和6年度の実績》

- 扶養解除者数 約6.3万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約11億円

2025年度版事業所カルテの発行を開始しました

「事業所カルテ」とは、健診の受診率や特定保健指導の実施率、健診結果から分かる健康リスク保有率や問診票から分かる生活習慣リスク等を、数値やグラフ等で見える化したものです。
2025年度版のカルテには2024年度までの健診結果等を掲載しています。

<<カルテの発行を希望される場合>>

「カルテ発行依頼書」を協会けんぽ熊本支部にご提出ください。
ご提出いただいた事業所の事業主様宛にカルテをお届けします。

▶全国健康保険協会ホーム>都道府県支部>熊本>健康づくり>ヘルスター健康宣言



カルテ発行依頼書はこちら▲



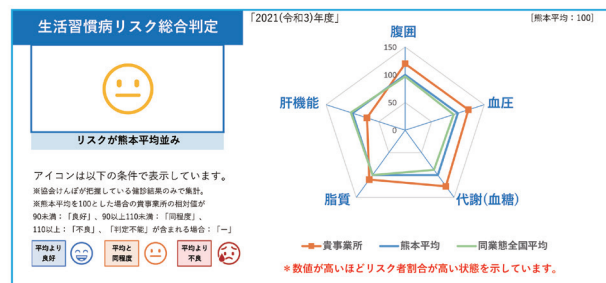
以下のいずれかに該当する事業所様には右の封筒で9月中旬頃に発送しています。

○ヘルスター健康宣言をされている事業所

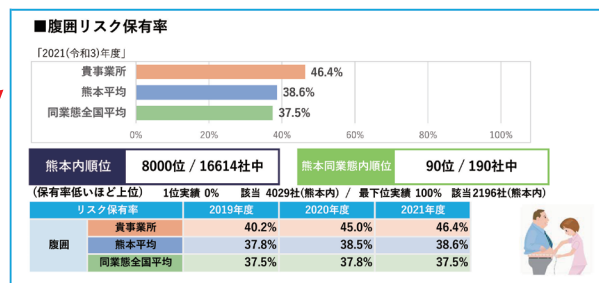
○令和7年7月29日時点で40歳以上の被保険者が8名以上の事業所

※事業所カルテの発行には条件があります。条件に該当されない場合は、業態別カルテを発行いたします。

<カルテ掲載内容のイメージ(一部のみ)>



健診結果の見える化



熊本県内や同業態内での順位や経年的な変化も確認できます。

カルテを確認したら、健康宣言をして健康経営を始めましょう!

①ヘルスター健康宣言シートを提出

「カルテ」で自社の健康課題を確認したうえで、
協会けんぽ熊本支部に「健康宣言」をしてください。

②ヘルスター健康宣言証を社内・外に周知

社内外に健康宣言をアピール、健康経営に取り組みましょう!



※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

お問い合わせ先

096-240-1030 音声案内④

全国健康保険協会 熊本支部
協会けんぽ

〒860-8502

熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル10階

ホームページ 協会けんぽ 熊本

検索

協会けんぽ熊本支部の
メルマガを登録しませんか?

右のコードから登録ページに
アクセスできます。登録は無料です。



- ☐ 各申請書がホームページからダウンロードできます。
- ☐ すべての申請書は、郵送で提出できます。

※内容については令和7年7月末時点での情報であり、制度改正等で変更になる場合がございます。